

(10) 知的財産本部

① 設置の趣旨（目的）及び組織

ア 組織設置の趣旨（目的）

知的財産本部は、知的財産の創出、取得、管理及び活用等を行うことを目的として設置されている。

イ 組織の構成及び構成員等

知的財産本部は、本部長及び本部員をもって組織し、本部長は学長が指名した副学長、本部員は学長が指名した者若干人で構成されている。

② 運営・活動の状況

ア 委員会等の開催状況

令和6年度においては、知的財産本部会議を次のとおり1回開催した。

- ・第1回 令和6年12月13日（金）～令和6年12月20日（金）書面審議

イ 審議された主な事項

- ・コミュニケーションマーク及びイメージキャラクターの商標更新登録

ウ 重点的に取り組んだ課題や改善事項及び前年度の検討課題への取組状況等

令和元年度に制定した安全保障輸出管理規程に基づき、知的財産本部長は、安全保障輸出管理責任者として、安全保障輸出管理に関する知識を学内に周知し、規程に従って海外出張時等の対応をするよう学内に依頼した。

③ 優れた点及び今後の検討課題等

知的財産に関する説明会等の情報を提供し、教職員の意識を高めるとともに、特許や著作権等の相談にも対応する体制を整えている。

広く教員等の知的財産への関心をより高めるため、グループウェア等による広報を積極的に行い、意識の啓発に努めた。